

# 家庭教育は 誰のもの？

家庭教育支援法はなぜ問題か

木村 涼子

---

一	家庭教育支援法案とは……………	2
二	「外堀」を埋めるかのような「国民運動」……………	14
三	教育基本法「改正」とのつながり……………	20
四	再びの母性愛・三歳児神話の強調？……………	34
五	家庭教育への介入——すでにそれを 私たちは経験している……………	44
	おわりに——家庭とは誰のものか……………	56

---

## 一 家庭教育支援法案とは

近年、少子化、貧困、子どものいじめ、学力格差などの問題について、家庭教育を支援することによってそれらを取り越えようとする政策論議が盛んになってきている。文部科学省(文科省、以下同)では、二〇一一年六月より家庭教育支援の推進に関する検討委員会が重ねられ、翌二二年三月には『つながりが創る豊かな家庭教育——親子が元気になる家庭教育支援を目指して』と題する報告書が公表された。そうした流れを受けて、自民党は議員立法としての成立をめざして今期第一九三回国会に「家庭教育支援法」案を上げようとしている。

二〇〇六年には、大きな議論を巻き起こし「審議不足」との声を残しながら、教育基本法が改正されたが、その際に、国民に対する徳目を求めるものと解釈できる第二条「教育の目標」とともに、第十条「家庭教育」、第十一条「幼児期の教育」という新たな条項がつけられた。今般の「家庭教育支援法案」は改正教育基本法を基盤とし、さらに明確に国家が求める「家庭」像や「親」像を提示し、その実現を責務として国民に要求する方向性を示している。

家庭教育への支援という発想そのものは、近隣コミュニティが脆弱化する中、子どもとその保護者たちの生活を安定させ豊かにするものとして評価できるし、必要なものでもある。しかし、現在めざされている「家庭教育支援」は本当にひとびとを支え、守るものなのか。本書では、戦

# 家庭教育支援 住民に「役割」

## 自民法案「介入」批判され文言修正

【東京13日】自民党が提出する家庭教育支援法案の骨子説明によると、従来の家庭教育支援法に比べ、地域住民の役割を重視する。地域住民の役割を重視する点について、野党からは「介入」批判が相次ぎ、自民党は文言を修正する方針を示している。

自民党は、同一世帯の親、近隣の住民、地域の自治体、学校、社会福祉協議会、NPO等が、家庭教育支援の担い手として役割を担うこととしている。また、地域住民の役割を重視する点について、野党からは「介入」批判が相次ぎ、自民党は文言を修正する方針を示している。

【法案】  
 ・家庭教育の自主性を尊重  
 ・社会の基礎的な単位である家庭  
 ・家庭教育の重要性を認識し、家庭教育支援の重要性を認識する  
 ・家庭教育支援の重要性を認識する

【法案の要旨】  
 ・地域住民等の役割  
 ・地域住民等の役割を重視する  
 ・地域住民等の役割を重視する  
 ・地域住民等の役割を重視する

【目的】  
 ・家庭教育支援の重要性を認識する  
 ・家庭教育支援の重要性を認識する  
 ・家庭教育支援の重要性を認識する

図1 朝日新聞2017年2月14日東京本社版夕刊。

前の歴史も踏まえながら、そのことを問い直してみたい。

自民党による家庭教育支援法案を読む(二〇一七年二月時点)

問題の家庭教育支援法案の内容をまず見てみよう。

以下に紹介するのは、二〇一六年一月二〇日時点で公表された、自民党による素案である。法律というものは味気ないものであるが、ポイントさえつかめばなかなかにもしるい読み物だ。あえて全文を掲載し、解説をしていきたい。なお、ゴチック体になっている部分は、素案公表時点から議論を経て修正予定となっていることが判明している箇所である(二〇一七年二月一日の朝日新聞の報道を参照、図1)。この修正箇所も興味深いポイントだ。

### 家庭教育支援法案(仮称、平成二八年一月二〇日時点素案)

#### (目的)

第一条 この法律は、同一の世帯に属する家族の構成員の数が減少したこと、家族が共に過ごす時間が短くなったこと、家庭と地域社会との関係が希薄になったこと等の家庭をめぐる環境の変化に

伴い、家庭教育を支援することが緊要な課題となっていることに鑑み、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり、家庭教育支援に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、家庭教育支援に関する必要な事項を定めることにより、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進することを目的とする。\*家庭教育支援の重要性についての文言追加（挿入箇所は不明だが、おそらく第一条の「目的」の部分ではないかと思われる）

（基本理念）

第二条 家庭教育は、父母その他の保護者の第一義的責任において、父母その他の保護者が子に生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることにより、行われるものとする。

2 家庭教育支援は、家庭教育の自主性を尊重しつつ（この部分削除）、社会の基礎的な集団である（この部分削除）家族が共同生活を営む場である家庭において、父母その他の保護者が子に社会との関わりを自覚させ、子の人格形成の基礎を培う（？ 最終版未確認につき不明）、子に国家及び社会の形成者として必要な資質が備わるようにする（この部分削除）ことができるよう環境の整備を図ることを旨として行われなければならない。

3 家庭教育支援は、家庭教育を通じて、父母その他の保護者が子育ての意義についての理解を深め、かつ、子育てに伴う喜びを実感できるように配慮して行われなければならない。

4 家庭教育支援は、国、地方公共団体、学校、保育所、地域住民、事業者その他の関係者の連携の下に、社会全体における取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、家庭教育支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校又は保育所の設置者の責務)

第五条 学校又は保育所の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校又は保育所が地域住民その他の関係者の家庭教育支援に関する活動の拠点としての役割を果たすようにするよう〔ママ〕努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する家庭教育支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の責務↓「役割」と修正)

第六条 地域住民等は、基本理念にのっとり、家庭教育支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が実施する家庭教育支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者相互間の連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する施策が円滑に実施されるよう、家庭、学校、保育所、地域住民、事業者その他の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努

めるものとする。

(財政上の措置)

第八条 国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭教育支援基本方針)

第九条 文部科学大臣は、家庭教育支援を総合的に推進するための基本的な方針(以下この条及び次条において「家庭教育支援基本方針」という。)を定めるものとする。

2 家庭教育支援基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 家庭教育支援の意義及び基本的な方向に関する事項

二 家庭教育支援の内容に関する事項

三 その他家庭教育支援に関する重要事項

3 文部科学大臣は、家庭教育支援基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 文部科学大臣は、家庭教育支援基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(地方公共団体における家庭教育支援を総合的に推進するための基本的な方針)

第十条 地方公共団体は、家庭教育支援基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における家庭教育支援を総合的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものと

する。

(学習機会の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者に対する家庭教育に関する学習の機会及び情報(↓この部分追加)の提供、家庭教育に関する相談体制の整備その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域における家庭教育支援の充実↓「家庭教育支援活動に対する支援」と修正)

第十三条 国及び地方公共団体は、地域住民及び教育、福祉、医療又は保健に関し専門的知識を有する者がそれぞれ適切に役割を分担しつつ相互に協力して行う家庭教育支援に関する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(啓発活動)

第十四条 国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する取組等について必要な広報その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

(調査研究等)

第十五条 国及び地方公共団体は、家庭をめぐる環境についての調査研究、海外における家庭教育支援に関する調査研究その他の家庭教育支援に関する調査研究並びにその成果の普及及び活

用に努めるとともに、家庭教育支援に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。  
附則

この法律は、〇〇〇〇〔ママ〕から施行する。

以上が、自民党による家庭教育支援法案(二〇一七年二月時点)である。家庭教育支援法案は、家庭(ひとり暮らしを含め)という私的空間への公権力の介入ではないかということが、最も問題となる。そういう見地から見ると、二〇一七年二月時点で修正が加わった箇所は、公権力の介入の印象を弱めるものと、介入の可能性を強めるものの二方向がある。

介入の印象を弱める修正は、第二条の「社会の基礎的な集団である家族」という、戦前のような家族国家観の下での「家(イエ)」の強調ともとれる表現の削除と、「子に国家及び社会の形成者として必要な資質が備わるようにする」という愛国心や滅私奉公的なイメージを引き起こす表現の削除、さらには第六条の「地域住民等の責務」という条文見出しの「地域住民等の役割」への変更、の三点である。最後の点は、戦前の隣組的なイメージの喚起をおそれたためと思われる。介入の強化につながる修正は、家庭教育支援の重要性を強調する文言の付加(前掲の新聞記事からの推測にすぎないが、おそらく第一条に)と、第二条中の「家庭教育の自主性を尊重しつつ」という、改正教育基本法にも書かれている重要な文言の削除の二点だ。とりわけ後者は大きな意味をもつととらえるべきだろう。

以下、前記の法案の問題点(いわゆる「つつこみどころ」)をひとつずつ説明しよう。



家庭教育支援が必要なのは、家族に問題があるから？

法案を読み、まず首をかしげてしまうのは、第一条で家庭教育を支援する必要性の理由として挙げられている「同一の世帯に属する家族の構成員の数が減少したこと、家族が共に過ごす時間が短くなったこと」という文言だ。これはおそらく、祖父母と同居しない核家族が増えたこと、共働きの増加で母親が家庭に居る時間が少ないことを問題にしたいのだろうと推測できる。しかし、親世代家庭と子世代家庭が分離し、現在のような核家族スタイルが増えたのは、産業化・都市化という社会構造の変動ゆえである。また、家族で過ごす時間が短くなっているとすれば、性別にかかわらず（また既婚・未婚にかかわらず）労働者の長時間労働が蔓延していることが、家族や個人生活の充実を困難にしているからではないだろうか。

今日の、男性をも巻き込んだ非典型（非正規）雇用の増大による社会不安の蔓延は、一九八〇年代に相次いでなされた労働の規制緩和の流れが必然的に行き着いた結果だ。一九八五年の男女雇用機会均等法制定による女性保護規定の緩和、同年の労働者派遣法制定では従来職業安定法が厳しく禁じていた労働者供給事業（二六の専門職種に限定、派遣期間も短期という限定つきながら）の合法化は、雇用における男女平等の推進を旗印としてすすめられた。これらを起点とする規制緩和は、一九九七年の男女雇用機会均等法改正による女性保護規定撤廃、一九九九年および二〇〇三年の労働者派遣法改正による対象職種の拡大、さらには二〇〇六年改正では二六業種については派遣期間の限定が廃止されるなど、加速度的に労働規制の自由化がすすめられることになった。

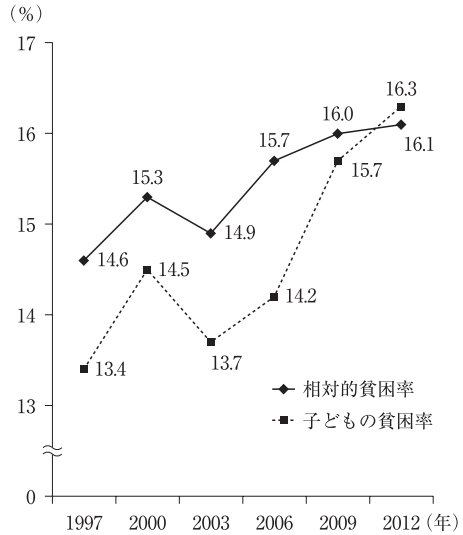


図2 相対的貧困率の年次推移

厚生労働省：平成25年国民生活基礎調査より

労働規制のラディカルな緩和によって、確かに女性の雇用労働への進出は促進されたが、その一方で、女性の非典型(非正規)雇用は一層増大し、男女間賃金格差は依然として大きい。さらに、労働規制緩和の悪影響は、女性のみならず男性を含んだ若年者・高齢者など、労働市場で「脆弱な」立場にあるひとびとを直撃している。

そうした「脆弱な」立場に落ちこぼされまいと、典型(正規)雇用の立場にある労働者もまた、労働強化、長時間労働に耐え続けなければならない。経済的な不況の中で、貧困家庭も増え続けている。日本の相対的貧困率(所得が国民の「中央値」の半分に満たない人の割合)は一九九七年の一四・六%から二〇一二年には一六・一%へ、さらに、子どものそれは、一三・四%から一六・三%へと状況は年々悪化している(厚生労働省・平成二五年国民生活基礎調査より、図2)。これがどのくらい深刻な数字かを認識していただくために、国際比較のデータを紹介しよう。日本の所得格差はOECD(経済協力開発機構)諸国の中でも大きく、二〇一二年の相対的貧困率一六・二%は、OECD平均の一・一%をはるかに上回っている。そして子どもの貧困率は、調査当時のOECD加盟国三四カ国中、一〇番目に高く、ひとり親世